

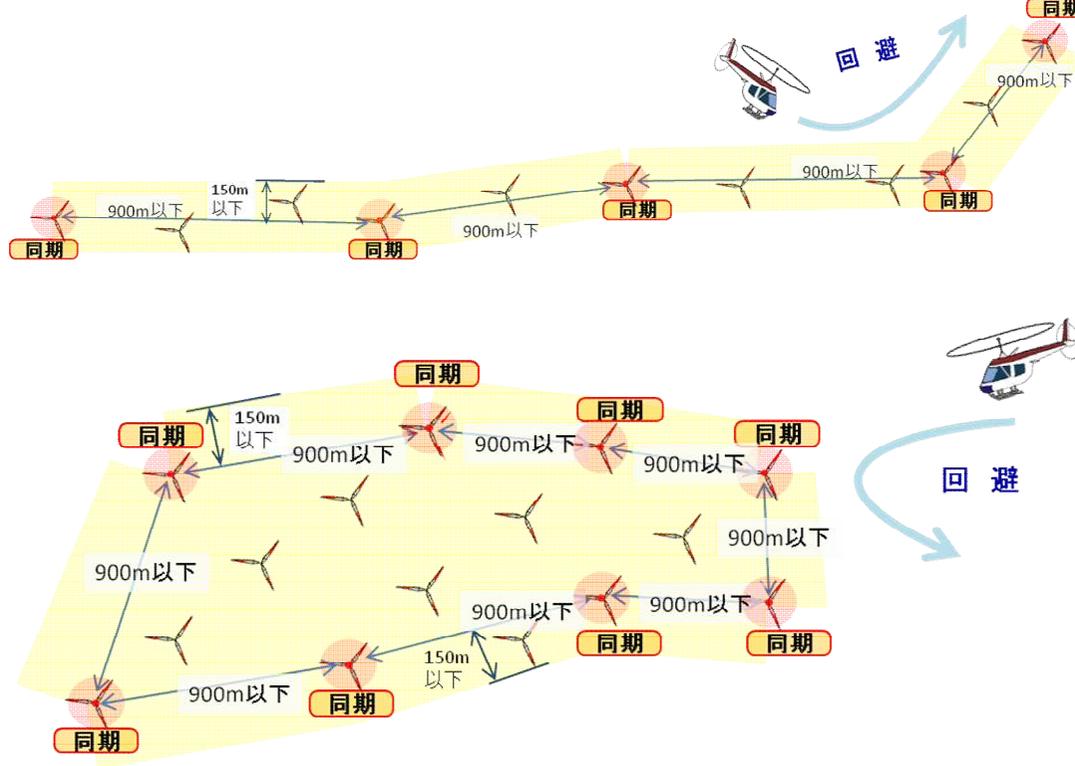
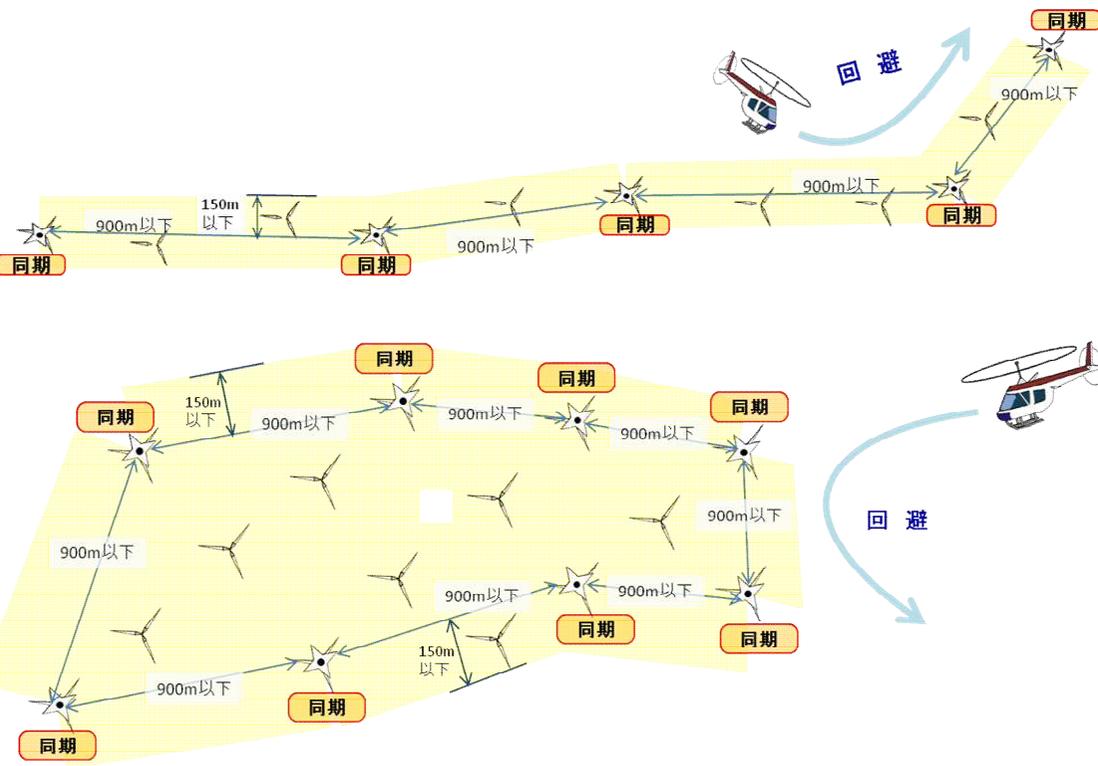
# 改正概要（設置免除の基準）

高さ315m以下の複数の風力発電機（以下「風力発電機群」という。）が設置されている場合であって、当該風力発電機群のうち海拔高の最も高い風力発電機及び当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機に、同時に閃光又は明滅する航空障害灯が設置されている場合には、以下のことを可能とする。

当該風力発電機群のうち海拔高の最も高い風力発電機及び当該風力発電機群の輪郭の始点及び終点にある風力発電機以外の風力発電機への航空障害灯及び昼間障害標識（中光度白色航空障害灯が設置されている場合に限る。）の設置を免除  
（設置免除の基準及び設置免除の基準の細目の改正）

-  中光度白色航空障害灯及び昼間障害標識の設置が免除される風力発電機
-  中光度白色航空障害灯が設置された風力発電機

-  中光度赤色航空障害灯の設置が免除される風力発電機
-  中光度赤色航空障害灯が設置された風力発電機



# 改正概要 (設置基準)

風力発電機群において、風力発電機に設置する航空障害灯を高光度航空障害灯から中光度航空障害灯に変更  
(設置基準及び設置基準の細目の改正)

